

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号。以下「法」という。）第十三条第一項前段の規定による必要な処分等措置を講ずることについて、当該処分等措置を講ずべきことを命ずべき者を確知することができないため、同項後段の規定によって、次のとおり公告する。

令和四年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 対象となる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の概要

1 保管場所

府中市高木町三三五

2 種類等

種類	製造者名	定格容量	型式	製造年	重量 (kg)
コンデンサー	中国電機製造株式会社	一五kVA	不燃性	昭和四六年	二二

二 保管事業者の行うべき処分等措置

前記一の1の保管場所にある高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら、又は他人に委託し適正に処分等措置を講ずること。

三 処分等措置の期限

令和四年十一月七日

四 処分等措置を行わない場合の対応

期限までに前記二の処分等措置を行わないときは、知事が当該処分等措置を行うものとし、これに要した費用については、法第十三条第二項の規定により保管事業者から徴収するものとする。

五 問合せ先

広島県環境県民局産業廃棄物対策課

電話（〇八二）五一三一―二九六三（ダイヤルイン）